

# 豪州と EU の排出量取引市場のリンクの背景と今後の課題

## Towards Bilateral Linking the Australian Emission Trading Scheme to EUETS

金星姫\*

Seonghee Kim

2012年8月28日、豪州政府は2015年7月からEUと双方の排出量取引市場をリンクすると発表した。2018年までに完全な相互リンクを目指す、先行して2015年から豪州企業のみがEUの排出権を使用できるようになる(図1)。豪州は2012年7月1日に二酸化炭素1トン当たり23豪ドルの炭素税(固定価格排出量取引制度)を導入したばかりであり、2015年7月からは本格的排出量取引制度に移行する。従来から豪州はEU排出量取引市場とのリンクを示唆して来たが、それが実現するのは早くても2018年以降になるだろうと予想されていた。

豪州は排出権価格の乱高下防止のため、排出量取引制度に移行した直後の2015年度から2017年度の3年間、排出権価格に上限(プライスカップ)及び下限(フロアプライス)を設けていたが、これがリンクにおける大きな制約となっていたのである。そこで、豪州政府はフロアプライスを撤回することでEUとの市場リンクに踏み切っている。

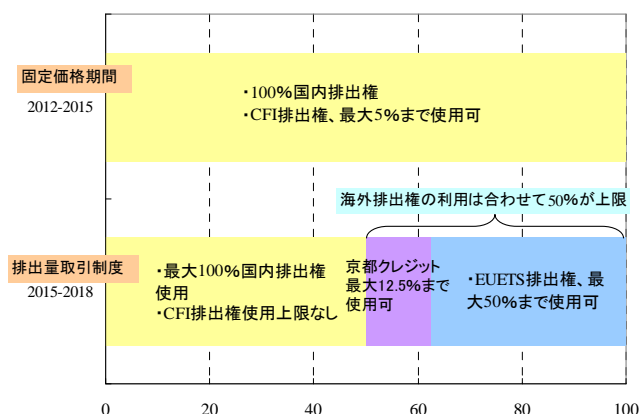


図1 豪州 ETS における使用可能排出権の内訳

注) Carbon Farming Initiative (CFI) : 森林や農業部門における温室効果ガス削減プロジェクトからクレジットを創出する制度。2011年から開始。

出所) 豪州気候変動・省エネ省

本稿は、豪州政府がフロアプライスを撤回した背景には、排出量取引制度そのものの存続が不透明になったことから、EUとの早期リンクを実現することで、制度をより確実なものとする狙いがあったと分析する。

豪州とEUの排出権市場リンクは双方にとってメリットがあるが、完全リンクのためにはこれから双方の制度を調和しなければならない。以下今後の完全リンクに向けた課題を簡潔にまとめた。

### 削減負担の整合性

EUは2020年までに1990年比20%の削減を、豪州は2020年までに2000年比5%の削減目標を設定している。今後、豪州は削減負担がEUと整合するよう削減目標を引き上げるよう求められる可能性がある。

### 規制対象の調和

現行EUETSは域内排出量の約40%をカバーするが、豪州制度は国内排出量の約60%を対象とする。EUは2013年から対象部門を拡大する方針であるが、それでもカバー率は43%に止まる。対象部門も双方では異なり、とりわけ今後課題となるのは農業部門である。EUでは農業部門を除外しているが、豪州では農業部門が直接の規制対象ではないが、農業・森林部門のオフセットプロジェクトを通じた参加を認めているので、今後は農業・森林部門の排出量の計測に関する検討等、更なる議論が必要となる。

### 排出枠の決め方

総排出枠について、EUは2013年の第3期開始前の段階で2020年までの排出枠総量がすでに決まっているが、豪州は翌年度の排出枠を毎年更新する仕組みである。

### 海外クレジットの利用

EUは2013年から中国、インドなど最貧国以外の地域での削減プロジェクトからのCERの使用を制限する方針であるが、豪州は今のところ同様な制限を設けていない。とりわけ、石炭や鉄鉱石などのエネルギー資源の多くをアジア地域に輸出している豪州が今後そのような制限を設ける可能性は低いと思われる。

\* (財)日本エネルギー経済研究所 主任研究員  
〒104-0054 東京都中央区勝どき1-13-1 イヌイビル・カチドキ  
e-mail songhee@tky.ieej.or.jp